



水遊びが始まる時期に向けて、皮膚疾患の取扱いについてご案内します。

【夏に多い皮膚疾患】

伝染性軟属腫(水いぼ)

覆うことのできる水いぼは、プール参加可能です。

ガーゼなどで覆うか、Tシャツやラッシュガード着用となります。

患部の化膿、つぶれそうな場合は、水遊びの活動を見合わせる場合があります。

※子どもの豊かな体験を尊重し、可能な限り配慮を行います。その際には、保護者の方と相談の上、実施いたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

伝染性膿痂疹(とびひ)

完全に治るまで、プールは参加不可となります。

医師の診断を受け、患部を露出しないように覆っていれば登園は可能です。覆うことのできない範囲、病変が多発・広範囲に及ぶ場合には、園をお休みしていただくようご協力いただく場合もあります。

主治医とご相談の上、指示に従いましょう。手間をおしまないことで、結果的に軽症で済み、治療が早く済みます。

※ご質問などありましたら、職員までお気軽にお尋ねください。

【発疹に関して】

発疹とひとくちに言っても、感染するもの、しないもの/痒みのあるもの、ないものなど多岐に渡ります。

学校感染症に指定されている発疹の出る病気は、

麻疹/風疹/水痘/とびひ/水いぼ/単純ヘルペス感染症/カンジダ感染症/疥癬/アタマジラミ/带状疱疹
伝染性紅斑/手足口病/溶連菌感染症/EBウイルス感染症/突発性発疹 とたくさんの種類があります。

この中でも、伝染性紅斑(りんご病)は、発疹が出たときには感染力がほとんどなくなっているという特徴があります。それならば、発疹が出たら通院をし、診断をしてもらい、登園届を提出する必要があるのか?と思われる方もおられるかもしれません。

しかしながら、園生活は集団生活であり、伝染性紅斑と診断された方がいるということを周知することに意味があります。伝染性紅斑に妊婦さんが感染すると、胎児にも感染する可能性があり、胎児が感染した場合には重度の貧血を起こして胎児水腫という状態になり、流産や死産に繋がる可能性があります。

また、もともとある持病を持っている子どもが感染すると、溶血性貧血が悪化することがあります。

このように園内での感染状況を周知し、注意喚起することで、保護者・子ども・職員が守られています。

また、手足口病など明らかな所見が出ていたとしても、園内にいる看護師や保育教諭は、病気の診断をすることはできません。診断をつけることができるのは医師だけとなっています。

園からは園内の感染の流行状況や、お子さんに出ている症状をお伝えすることは出来ますので、それを病院でお伝えいただきますようお願いいたします。

看護師より

